

ほんものづくり隊 募集要項

□ 目的

西尾市は自動車関連産業を中心とした県内有数のものづくりの集積地です。様々な分野において大切な役割を果たしている縁の下での力持ち的存在の企業や、真面目に正確に心を込めて「本物」を作り続ける企業が数多くあります。

当市ではこのような企業を「ほんものづくり隊」として認定し、「ものづくりのまち西尾」の認知度向上を図るとともに、認定企業の認知度やブランド力の向上や地域産業の活性化に寄与することを目的としています。

□ 申請資格

○申請者の要件

- ・西尾市内に本社又は工場を有し、日本標準産業分類において分類された製造業を主たる事業とし、「輸送機械関連産業」、「電気・電子機器関連産業」、「機械・金属関連産業」、「繊維関連産業」のいずれかを営む企業
- ・商工振興課が主催等をする事業への積極的な参加が可能な企業
- ・市税を滞納していないこと。
- ・民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て中、又は再生手続き中でないこと。
- ・会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て中、又は更生手続き中でないこと。
- ・暴力団員又は暴力団と関係を有しないこと。
- ・法令遵守に努め、社会的良識を持って行動していること。

□ 認定要件

●「成長投資要件」または「経済牽引要件」のいずれかで認定基準を満たすこと

○「成長投資要件」 申請年度から過去10年以内に、西尾市工場等建設奨励金又は西尾市企業再投資促進補助金の認定を受け、西尾市企業立地の促進等に関する条例（平成18年9月28日条例第20号）第2条第1項第1号に定義する施設において、新設又は増設を行っていること。

○「経済牽引要件」 下記の評価項目について認定基準を満たすこと。

（評価項目：①経営理念、②人材育成、③業務改善、④独自の強み、⑤価値創造、⑥環境への配慮）

※募集期間後、商工振興課の職員が訪問し、事業内容等をヒアリングいたしますので、ご承知ください。

□ 募集期間

令和7年5月9日（金）～令和7年6月9日（月）

□ 応募方法

以下の問合せ先において、申込みの流れ等について説明の上、申込書等をお渡ししますので、事前にお電話ください。申込書等に必要事項を記入の上、募集期間内に西尾市産業部商工振興課へ持参（平日8:30～17:15）又は郵送（募集期間内の消印有効）してください。

□ ほんもののづくり隊のメリット

- ❖ ほんもののづくり隊認定企業に認定書を交付します。
- ❖ 『ほんもののづくり隊』のブランドマーク※1を使用することができます。
- ❖ 当市のホームページや冊子「ほんもののづくり隊 in 西尾」への掲載、当市（主として商工振興課）等が行う事業を通じて、県内外へほんもののづくり隊認定企業の情報を広く発信します。
- ❖ 当市（主として商工振興課）等が行う事業等の情報提供を受けることができます。
- ❖ 「広報にしお」や当市発行の「就職ガイドブック」にほんもののづくり隊認定企業として掲載し、市民や学生向けに広く情報発信をします。

※1 下記のロゴがブランドマークになります。ロゴの名称は、「ほんもの」と「ものづくり」の言葉をかけたものでカッコリとしたロゴデザインにものづくりを表す「工具」を組み込み、「ロゴを支える人＝西尾の企業」とし、ものづくりを縁の下で支えるというイメージを持たせました。



□ その他

- ❖ ほんもののづくり隊認定式を令和7年9月17日（水）午後に予定しておりますので、ご出席をお願いします。
- ❖ ほんもののづくり隊の更なる知名度の向上を図るため、企業が持つ技術や製品、業務プロセス等における“セールスポイント（強み）等”を一冊の冊子「ほんもののづくり隊 in 西尾」にまとめ、市が主催する事業等で広域的に情報発信を行いますので、掲載項目についてご協力ください。

掲載予定項目：企業概要（企業名、所在地、TEL、FAX、URL、E-mail、分野、生産形態、資本金、従業員数、主要取引先、事業内容）、セールスポイント（技術や製品、業務プロセス等における強み）、キャッチコピー、人物・企業イメージ写真 等

□ 問合せ先

西尾市 産業部 商工振興課 企業誘致・公社担当
〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地
電話：0563-65-2158（直通） FAX：0563-57-1322
E-mail：yuuchi@city.nishio.lg.jp